

宿泊・自宅療養証明書に関するQ&A（広島市）

- Q 1 宿泊・自宅療養証明書とは何のための証明書ですか？..... 2
- Q 2 保険会社の様式で発行してもらうことはできますか？..... 2
- Q 3 発行手数料はかかりますか？ 2
- Q 4 複数枚発行してもらうことはできますか？..... 2
- Q 5 療養証明書を紛失しました。再発行はできますか？..... 2
- Q 6 申請から発行まではどのくらいかかりますか？..... 2
- Q 7 窓口で発行してもらうことはできますか？..... 2
- Q 8 申請書を印刷できない場合はどのようにすればよいですか？..... 2
- Q 9 医療機関で医師による陽性の診断を受けましたが、保健所から SMS で発生届対象外の方として連絡がありました。
この場合、療養証明書の申請ができますか？..... 3
- Q10 自分で入手した検査キットで陽性が判明しました。
この場合、医師の診断を受けていなくても療養証明書の申請ができますか？..... 3
- Q11 広島県が実施するPCRセンターで陽性が判明し、保健所の指示で療養しました。
この場合、療養証明書の申請ができますか？..... 3
- Q12 療養中に療養証明書の申請はできますか？..... 3
- Q13 家族の人数分の申請はできますか？ 4
- Q14 新型コロナに複数回感染し、保健所の指示を受け療養しました。
各期間の証明を希望する場合、どうすればよいですか？..... 4
- Q15 療養証明書に記載される内容はどのようなものですか？..... 4
- Q16 Q14 以外の項目の証明をしてもらえますか？（発症日、療養先等） 4
- Q17 外国語での証明書の発行はできますか？..... 4
- Q18 病院に入院していた証明の発行はできますか？..... 4
- Q19 宿泊療養施設に入所していた証明の発行はできますか？..... 4
- Q20 療養期間の開始日が発症日ではなく診断日になるのはなぜですか？..... 4
- Q21 発症日から診断日までの間も仕事等を休んでいました。
その期間も療養期間に含まれないのですか？..... 5
- Q22 職場等に復帰するにあたり証明書の提出を求められています。
至急発行いただけますか？ 5
- Q23 就業制限通知書および就業制限解除通知書は発行してもらえますか？..... 5
- Q24 My HER-SYS から療養証明書を出せると聞きました。どうしたらよいですか？ 5

Q 1 宿泊・自宅療養証明書とは何のための証明書ですか？

- A 加入されている保険に給付金を請求する際の証明書としてご利用いただける場合があります。詳しくは、加入されている保険会社にご確認ください。

Q 2 保険会社の様式で発行してもらうことはできますか？

- A 申し訳ございませんが、広島市保健所では、厚生労働省が定めた様式で療養証明書を発行しますので、保険会社の様式で発行することはできません。

Q 3 発行手数料はかかりますか？

- A 手数料はかかりません。
ただし、申請書の郵送料や返信用封筒に貼付する切手代は申請される方のご負担になります。

Q 4 複数枚発行してもらうことはできますか？

- A 一度の申請につき1枚のみの発行となります。
複数枚必要な場合は、お手数ですがコピーにてご対応ください。

Q 5 療養証明書を紛失しました。再発行はできますか？

- A 再度、療養証明書の申請手続きを行ってください。

Q 6 申請から発行まではどのくらいかかりますか？

- A 申請書の受理後、順次発行事務を行っていますが、感染状況に応じ、発行まで1～2か月程度お時間をいただく場合があります。何卒ご了承ください。

Q 7 窓口で発行してもらうことはできますか？

- A 感染症の蔓延防止を図る観点から、窓口混雑を回避するため、郵送での申請を原則とさせていただいております。窓口での申請受付および証明書発行は現在行っておりません。

Q 8 申請書を印刷できない場合はどのようにすればよいですか？

- A 便せん等に必要事項を記入し、返信用封筒を同封の上、郵送してください。
◀必要事項▶○申請者の方の情報・・・氏名、療養した方との関係、住所、電話番号
○療養した方の方の情報・・・氏名、住所、生年月日、電話番号、
診断年月日、療養期間

Q9 医療機関で医師による陽性の診断を受けましたが、保健所からSMSで発生届対象外の方として連絡がありました。

この場合、療養証明書の申請ができますか？

A 申請できません。

国の方針変更のため、令和4年9月26日以降に診断された場合、発生届の対象者が次の4種類のいずれかに当てはまる方に限られます。

1. 65歳以上の者
2. 入院の要する者
3. 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な者 又は 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な者
4. 妊婦

このため、療養証明書を発行できるのは、上記4類型に当てはまる方と9月25日までに診断された方となります。

Q10 自分で入手した検査キットで陽性が判明しました。

この場合、医師の診断を受けていなくても療養証明書の申請ができますか？

A 申請できません。

申請できるのは、医師による診断を受け、保健所が新型コロナウイルス感染症の発生届を受理し、広島市保健所から宿泊療養または自宅療養の説明を受け、実際に療養された場合に限りです。

なお、Q9のとおり、令和4年9月26日以降に診断された場合、医師の発生届の対象は、4類型に限定されます。

Q11 広島県が実施するPCRセンターで陽性が判明し、保健所の指示で療養しました。

この場合、療養証明書の申請ができますか？

A 申請できます。

なお、Q9のとおり、令和4年9月26日以降に診断された場合、医師の発生届の対象は、4類型に限定されますので、ご注意ください。

Q12 療養中に療養証明書の申請はできますか？

A 療養中の申請はできません。申請書は必ず療養終了後に記入・郵送してください。療養証明書は、療養が終了してから発行します。

Q13 家族の人数分の申請はできますか？

A 可能です。申請書を人数分作成してください。返信用封筒は1通で構いませんが、返信用封筒の宛名にご家族それぞれの名前を明記し、切手は必要額を貼付けてください。

**Q14 新型コロナに複数回感染し、保健所の指示を受け療養しました。
各期間の証明を希望する場合、どうすればよいですか？**

- A 複数回感染し療養した場合、証明を希望する療養期間の回数分の申請書を提出してください。
(例：2回感染し、各期間の証明を希望する場合、申請書は2枚提出する)
返信用封筒は1通で構いませんが、返信用封筒の切手は必要額を貼付けてください。

Q15 療養証明書に記載される内容はどのようなものですか？

- A 広島市に申請された方の場合、厚生労働省指定の様式に基づき、療養を受けた方の氏名、生年月日、傷病名（新型コロナウイルス感染症）、療養開始日を記載しています。
療養終了日は、国の通知に基づき、厚生労働省の療養解除基準に準じた期間の範囲内の方は記載しません。厚生労働省の療養解除基準に準じた期間を超えて療養したことが広島市で確認できる方のみ、療養終了日の記載を行います。

Q16 Q15以外の項目の証明をしてもらえますか？（発症日、療養先等）

- A 申し訳ありませんが、厚生労働省指定の様式に基づく項目以外の証明はできません。

Q17 外国語での証明書の発行はできますか？

- A 申し訳ありませんが、厚生労働省指定の様式以外の証明には対応していないため、外国語での証明書発行はできません。

Q18 病院に入院していた証明の発行はできますか？

- A 療養証明書は厚生労働省指定の様式で発行しますので、入院していたことの証明はできません。
病院発行の書類等で入院していた証明とすることができる場合もあります。
入院していた証明に必要な書類については、ご加入の保険会社にご相談ください。

Q19 宿泊療養施設に入所していた証明の発行はできますか？

- A 広島市保健所では、厚生労働省指定の様式で療養証明書を発行しますので、宿泊療養施設で療養した証明についての発行はできません。

Q20 療養期間の開始日が発症日ではなく診断日になるのはなぜですか？

- A 療養証明書は、保健所の指示に基づき療養いただいた期間を証明するものです。
保健所が療養を指示できるのは、診断が確定してからとなるため、療養期間の開始日は診断日となります。

Q21 発症日から診断日までの間も仕事等を休んでいました。
その期間も療養期間に含まれないのですか？

A 含まれません。

療養証明書は、仕事等をお休みになっていた期間を証明するものではなく、保健所の指示に基づき療養いただいた期間を証明するものです。

Q22 職場等に復帰するにあたり証明書の提出を求められています。
至急発行いただけますか？

A 職場等に復帰するにあたり、証明書の提出は不要です。

やむを得ず証明を求め必要がある場合については、保健所や医療機関が発行する書類ではなく、ご自身で撮影した検査の結果を示す画像や保健所から送信した SMS の画像等により、確認を行うことが考えられます。

Q23 就業制限通知書および就業制限解除通知書は発行してもらえますか？

A 厚生労働省の通知に基づき、現在広島市保健所では就業制限通知書および就業制限解除通知書の発行は行っておりません。なお、職場等に復帰するにあたり、各書類の提出は不要です。

Q24 My HER-SYS から療養証明書を出せると聞きました。どうしたらよいですか？

A 広島市ホームページに表示の仕方をご案内していますので、参考にしてください。

My HER-SYS のご利用方法についてご不明点等がある場合は、専用ダイヤル（03-6885-7284 または 03-6812-7818、受付時間：9:30～18:15）へお問合せください。